

案件番号	1	2	3
適地の検討 1 計画地の概要	ア 区分 未利用地	ア 区分 未利用地（トンネル上部）	ア 区分 未利用地
	イ 所在（地番） 中区かもめ町34-3	イ 所在（地番） 旭区二俣川2丁目61-8外	イ 所在（地番） 磯子区新杉田町8-1地先
	ウ 面積 158.56m ²	ウ 面積 111.72m ²	ウ 面積 約475m ²
	エ 立地・交通 JR根岸線「山手駅」から南東へ3.4km	エ 立地・交通 相鉄線「二俣川駅」から南西へ0.1km	エ 立地・交通 JR根岸線「新杉田駅」から南東へ0.5km
	オ 用途地域等 工業専用地域 建ぺい率60% 容積率200% 防火指定なし	オ 用途地域等 商業地域 建ぺい率80% 容積率500% 第7種高度地区 防火地域	オ 用途地域等 工業専用地域 建ぺい率60% 容積率200% 防火指定なし
	カ 接道 南側：幅員約7m	カ 接道 南側：幅員3mの歩行空間あり	カ 接道 西側：幅員約3.9m
	2 周辺地域の概要 工場、作業所、倉庫等が建ち並ぶ臨海の工業地域	店舗、店舗兼共同住宅等が建ち並ぶ駅前商業地域	中規模の工場、倉庫等が建ち並ぶ臨海工業地域
3 建築の可否及び構造	建築不可とする。	建築不可とする。	建築不可とする。
4 用途 又は 入札対象施設	周辺の土地利用状況等との調和を保つ用途として、 自動車駐車場及び工事用材料置場に限定する。	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用 状況等との調和を保つこと。	自動車駐車場及び駐輪場に限定する。
5 占用期間	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。
6 留意点	・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。 ・工事用材料置場としてのみ利用する場合、荷捌きのために一時的に車両を停車 させることは可能とする。ただし、その他の利用で車両を駐車させる場合は、 「工事用材料置場」と「自動車駐車場」の両方の用途で使用するものとして 申込をすること。	・隣接する住居へ騒音対策等の配慮をすること。 ・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。 ・占用者は、占用許可の範囲外で市が指示する土地の管理（清掃、 除草等）をすること。	・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。 ・出入りの為の専用通路を設け、道路から直接駐車しないこと。 ・入札占用計画の提出にあたっては、あらかじめ、駐車場の出入口の位置等の利用形 態を横浜市磯子土木事務所へ確認すること。 ・駐車場利用範囲はフェンス等で囲い、道路と分離すること。
7 その他	・価格評価占用入札案件とする。 <※占用料の額の最低額> (1) 駐車場法に規定する路外駐車場 : 2,750円（/m ² ・年） (2) 上記以外の駐車場 : 5,500円（/m ² ・年） (3) 工事用材料置場 : 1,500円（/m ² ・月） (4) (1)から(3)の占用物件から複数設置する場合 : 最も金額が高い占用料の額	・総合評価占用入札案件とする。	・価格評価占用入札案件とする。 <※占用料の額の最低額> (1) 駐車場法に規定する路外駐車場 : 2,750円（/m ² ・年） (2) 上記以外の駐車場 : 5,500円（/m ² ・年） (3) 自転車等駐車器具で一般公共の用に供されるもの : 1,071円（/m ² ・年） (4) 上記以外の自転車等駐車器具 : 2,143円（/m ² ・年） (5) (1)から(4)の占用物件から複数設置する場合 : 最も金額が高い占用料の額

※上記内容を基に、募集要項または占用入札指針を策定します。